

県立宮崎病院病児等保育施設運営業務委託仕様書

1 委託業務

県立病院に勤務する職員が養育する乳幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）を対象とした病児等保育施設の運営

2 運営時間

24時間 365日

3 定員 26名（病児9名、一時17名）

（但し、土日、年末年始（12/29～1/3）については、定員15名）

4 職員体制

認可外保育施設指導基準を満たす職員数を配置すること。

なお、病児を預かる場合、職員のうち1名は看護師の資格を有する者とする。

5 保育対象児

保育対象は、県立病院に勤務する職員が養育する0歳児（生後8週間以上）から小学校3年生までの乳幼児又は児童で、病時期（病後を含む。）にある場合又は、一時的に保育する必要がある場合。保育対象児（0歳（生後8週間以上）から小学3年生まで）と同時に預ける場合に限り保育対象児以外の児童も預かるものとする。その範囲は小学校4年生から小学校6年生までとする。その他、院長が特に必要と認めるとき。

6 保育室の利用方法

- (1) 病児保育を利用する場合、保護者は、事前に保育室の空き状況を確認するとともに、かかりつけ医を受診し保育に適すると判断された場合、保育室に預ける。
- (2) 一時保育を利用する場合は、事前に保育室の空き状況を確認してから保育室に預ける。

7 保育利用実績報告書及び請求書について

受託者は、毎月保育利用実績報告書を作成し、翌月上旬に県立宮崎病院事務部へ報告する。また、利用者への請求事務は事務部で行う。

8 費用負担の区分

院内保育所運営に係る費用区分は、次のとおりとする。

(1) 受託者（県立宮崎病院）が負担する費用

- ①業務遂行上の必要により使用する電気・水道等の電光熱費、通信費
- ②施設・設備の修繕費の維持管理費用、備品費（購入金額が2万円以上の物品）
- ③その他、受託者が負担することが相当と考えられる費用（リネン代（ベッドシーツ等））

(2) 受託者が費用負担する費用

- ①院内保育所設置に係るコンサルティング業務に伴い発生する旅費・交通費
- ②業務に従事する職員の健康管理に係る費用
- ③業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
- ④開所時業務に必要な保育材料（おもちゃ、絵本等）、消耗品、日用品等に係る費用
- ⑤損害保険料
- ⑥その他「委託者が負担することが相当と考えられる費用」以外の費用等

9 事業者負担区分

番号	項目	受託者	病院	保護者
1	保育日時の連絡先	○		
2	名簿管理等	○	○	
3	保護者会の開催等	○		
4	関係機関との連絡調整	○		
5	運営協議会の開催		○	
6	保育料の計算、集計		○	
7	保育料の徴収		○	
8	給食の手配			○
9	乳幼児の賠償責任保険への加入	○		
10	おむつ、着替え、汚れ物入れ等			○
11	保育材料（おもちゃ、絵本等）	○		
12	什器・備品購入		○	
13	施設・整備の修繕、維持管理		○	
14	保育施設に必要な初期遊具・備品		○	

10 保育施設の施設及び運営の基準

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月17日宮崎県条例第60号）に定める保育所の基準に従う。

11 保険・安全

- （1）受託者は、月1回避難訓練を行う等、消防法に定められた事項を遵守すること。
- （2）保育業務従事者の健康管理は受託者が行うものとする。

12 児童の事故への対応

受託者は児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、病院はこれに協力するものとする。万が一事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意を持って対処しなければならない。また、受託者は保育施設賠償責任保険に加入しなければならない。

13 帳簿の整理

受託者は業務に必要な次の帳簿を備え、管理しなければならない。

- （1）保育台帳
- （2）保育日誌
- （3）身体記録簿
- （4）入所記録簿

14 指示事項

（1）遵守事項

受託者は、業務の実施にあたり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を持って従うこと。

- ①病院の指示に誠意を持って従うこと。
- ②受託者及び保険業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に洩らしてはならないこと。
- ③病院及び保護者等から、情報公開、調査及び報告書等の要請がある場合は、これに応ずるものとする。
- ④国・県等から調査及び報告等の要請がある場合には、これに応ずるものとする。

- ⑤省資源、省エネルギーに努めること。
- ⑥衛生管理及び防災防止に努めること。
- ⑦病気の感染防止に努めること。

15 責任者の選定

受託者は、御油無の実施に当たり、配置した業務従事者の中から業務責任者を定め、病院に届け出ること。

16 業務従事者の名簿

受託者は、業務従事者名簿（担当業務・氏名を記載したもの）に、写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して病院に提出すること。

なお、異動があった場合も同様とすること。

17 その他

- （１）保育所は、病院が実施する消防訓練及びその他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。
- （２）運営に従事する職員用の駐車場については、病院駐車場は利用せず、運営事業者において別途確保するものとする。
- （３）本仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上定めるものとする。